



## Y's Consulting Limited

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大廈 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大廈 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖區建設路 1072 号東方廣場 10 樓 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

### 【INDEX】

#### 中国法改正ニュース

1. 《小規模薄利企業に対する企業所得税の減免範囲の更なる拡大関連問題に関する公告》
2. 《固定資産加速償却の企業所得税政策を更に改善することに関する通知》
3. 2015年9月より施行の法律法規

#### 主要経済統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

## 中国法改正ニュース

### 1. 《小規模薄利企業に対する企業所得税の減免範囲の更なる拡大関連問題に関する公告》

通達番号: 国家税務総局公告 2015 年 61 号

公布日 : 2015 年 9 月 10 日

実施日 : 2015 年 10 月 1 日～2017 年 12 月 31 日

国家税務総局は、2015 年 9 月 10 日付けで《小規模薄利企業に対する企業所得税の減免範囲の更なる拡大関連問題に関する公告》を公布した。

#### 1. 概要

2015 年 10 月 1 日～2017 年 12 月 31 日の期間、規定条件に符合する小規模薄利企業は、《小規模薄利企業に対する企業所得税に係る優遇措置の範囲の更なる拡大に関する通知》(財税[2015]99 号)の企業所得税優遇政策を享受できる。

#### 2. 税制優遇及び条件

課税所得額の 50%に対して、税率 20%で企業所得税額を計算する。

下記の条件を満たす小規模薄利企業が対象となる。

- ① 所得税額 30 万元以下
- ② 従業員数: 生産型企業 100 名以下/その他サービス企業 80 名以下
- ③ 資産総額: 生産型企業 3,000 万元以下/その他サービス企業 1,000 万元以下

## 2. 《固定資産加速償却の企業所得税政策を更に改善することに関する通知》

通達番号: 財税[2015]106号

公布日: 2015年9月17日

実施日: 2015年1月1日

財政部及び国家税務総局は2015年9月17日付けで、《固定資産加速償却の企業所得税政策を更に改善することに関する通知》を公布した。

### 1. 概要

軽工業、紡績、機械、自動車の4重点業種に対し、2015年1月1日以降購入の固定資産に関して、固定資産の加速償却を認める。

### 2. 範囲

4重点業種の小規模薄利企業は、2015年1月1日以降購入の研究開発及び生産の共用機器、設備(購入単価が100万円を超えないものについては当期の原価費用に一括計上し税前で控除することを認める。100万円を超える場合は、耐用年数の短縮または加速償却方法の採用を認める。

### 3. 処理に関して

2015年第3四半期で処理できない場合には、2015年第4四半期の予納申告時にこの優遇を受けるか、または2015年度の総合精算納付時に処理をおこなう。

---

## 2015年9月より施行の法律法規

2015年9月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《公的住宅積立金の個人住宅貸付・住宅購入の最低頭金比率調整に関する通知》(建金[2015]128号)

2015年8月27日発布、同年9月1日実施)

《化学肥料に対する増値税徴収復活に関する通知》(財税[2015]90号)

(2015年8月10日発布、同年9月1日実施)

---

## 主要経済統計

### 2015年8月主要経済統計

固定資産投資: 338,977.36 億元 (前年同期比+10.9%)

貿易総額: 3,335.3 億米ドル

第一次産業: 9,389.41 億元(前年同期比+28.5%)

輸出総額: 1,968.8 億米ドル(前年同期比-5.5%)

第二次産業: 139,725.65 億元(前年同期比+8.5%)

輸入総額: 1,366.5 億米ドル(前年同期比-13.8%)

第三次産業: 189,862.31 億元(前年同期比+11.9%)

貿易収支: 602.4 億米ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

## 中国最新情報

**【上海】初の「外国籍ハイレベル人材認定推薦書」発行**

上海で、「外国籍のハイレベル人材認定」をめぐる新政策が実施されて以降、初の「上海市の外国籍ハイレベル人材が就労滞在許可証を申請するための推薦書」がこのほど発行された。新政策では、ハイレベル人材と認定された外国人は、「推薦書」があれば、有効期限が5年の就労関係滞在許可を申請することができ、就労から3年を経過すれば、勤め先の推薦を得たうえで、「外国人永住許可証」(中国版グリーンカード)を申請することができる。新政策が実施されるまでは、中国政府が制定している外国人のハイレベル人材を誘致することを目的とした「千人計画」などの条件を満たしている場合のみ、「外国人永住許可証」を申請することができた。7月1日以降、上海市人材サービスセンターが新設した「外国籍のハイレベル人材認定」窓口には、延べ856人の問い合わせがあった。その後、海外人材関連の受理業務が実施された8月12日以降、同窓口は、多国籍企業の上海地区本部や外国人が上海で起業する企業などを含む、外国人材を雇用する企業10社以上から、申請の書類を受理した。既に、4人が「推薦書」の発行許可を受けている。

**【蘇州】蘇州工業園区行政審査批准局が新設**

2015年8月21日午後、蘇州工業園区行政審査批准局が正式にプレートを掛けて設立された。これは蘇州工業園区が政府機能の転換を加速させ、政府機構を簡素化して、権限を地方行政部門等に委譲することを推進する重要な段階的な成果である。それと同時に、園区が改革の全面的深化、転換発展の加速化を一層推進することにとっても、重要な代表的な意義を有している。

新設された園区の行政審査批准局は審査批准の法定の集中、サービス対象の分類管理、静的・動的の共同管理、監督管理システムの全面的なカバー等の主な特徴を有している。そして、審査批准局は行政主体として、審査批准行為及びその影響に対して相応の法的責任を担っている。審査批准機能をさらに集中させ、元の事務処(室)約30か所・従業員80余人・審査批准印鑑16枚を、事務処(室)3か所・審査批准従業員16人・審査批准印鑑1枚へと減少した。さらに、審査批准局は一定の窓口管理機能を担っていて、所轄区の各種種類の窓口サービスを統括して管理し、標準化のサービス運営システムを構築し、園区の窓口での全面的な管理を実現することになる。

**【深圳】企業登記のワンストップサービスを開始**

広東省は、9月1日、企業登記制度改革の一環として、全国統一の法人番号を採用し、営業許可、組織コード登記、税務登記の申請手続きを一本化したサービスを開始した。

所要時間は以前の1ヶ月から最短3営業日に短縮された。

企業は工商行政管理部門の窓口か、現地当局が設置した総合窓口で申請するだけで済むようになった。

事務の効率化と行政コストの削減につながるとみられる。

この改革は2015年10月1日より全国的に開始される予定で、広東省は前倒しでの実施となった。